
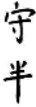




## ●MIRAI 事件

知財高裁 令和 4 年 11 月 21 日		
令和 4(行ケ)10033 審決取消請求事件		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、原告がこれをその指定商品について使用した場合、取引者、需要者をして、引用商標(本願商標出願時には、自動車の取引者及び需要者の間でトヨタ社の取扱に係る燃料電池車を表示するものとして周知著名)を連想又は想起させ、その商品がトヨタ社あるいは同社と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係るものであるかのように、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるものというべきである、とされた。
対象商標	本願商標 <b>MIRAI</b> (標準文字) 第 12 類「自動車、自動車の部品及び附属品」他  引用商標  「燃料電池車」	コメント: トヨタ社の MIRAI は有名であろう。なお、商標法 4 条 1 項 15 号の判断においては出願日が問題となるが、本願商標については、分割出願の要件を満たさないため、出願日は遡及しないとも判断されている。手続には精通していなかったのだろうか。
結論	混同する (商標法 4 条 1 項 15 号該当)	

## ●守半事件

知財高裁 令和 4 年 11 月 30 日		
令和 2(ネ)10017 商標権侵害差止等本訴、虚偽事実告知・流布行為差止反訴請求控訴事件		
当事者	控訴人(一審原告): (株)守半海苔店 控訴人補助参加人: (株)守半本店 被控訴人(一審被告): (株)東京蒲田守半 (旧(株)守半總本舗)	判決要旨: 当事者三者の関係・経緯から、被控訴人においては「守半」の標章を使用する正当な利益があるとされたが、同人が「守半總本舗」の文字を含む標章を用いることは、三者の関係を変質させ、「守半」標章の使用とは社会通念上同一に考えることができない、などとして差止等が認められた。背景として、補助参加人が「本店」という中心的な地位を占める屋号、商号を一貫して用いていることなどが指摘された。 他方、「粋の極み」「特選」「の海苔」「海苔の老舗」「蒲田」といった文字が付加された被控訴人各標章は、これらの文字が商品の性状や品質等を表すか、「守半」を修飾する付加的なものであるとして、社会通念上、「守半」標章の使用の延長線上と評価できる、などとして本件商標権の行使は権利濫用とされた。
対象商標	本件商標   被控訴人標章   他全 12 件	コメント: 「總本舗」については、被控訴人が「本店」の地位を獲得したかのような印象を与えるとされた一方、「粋の極み」他については商品の品質などとされ、それぞれ付加された文字の意味合いについて検討がされている。
結論	侵害・一部は権利濫用	